**秘密保持契約書**

　　　　　（以下，「甲」という。）と,　　 　　　　（以下，「乙」という。）とは，甲が乙に委託する業務（以下，「本件業務」という。）のために甲が乙に開示する甲の秘密情報の取扱に関し，次の通り契約する。

（秘密情報の定義）

第１条

本契約における秘密情報とは，甲が乙に開示するにあたって，書面，口頭，電子メールその他方法を問わず開示した技術上又は営業上の情報であって，開示の際に秘密情報である旨表明した一切の情報をいう。ただし，乙につき次の各号の一に該当するものは除外する。

①甲より開示を受けた時点において既に公知であったもの

②甲より開示を受けた後に情報受領者の故意・過失によらず公知となったもの

③甲より開示を受ける前に乙が自ら知得し又は秘密保持義務を負っていない第三者より正当な手段により入手していたことを情報受領者が証明できるもの

④乙が，甲より開示された秘密情報によることなく，独自に創作・開発したもの

２　前項の規定にかかわらず，甲が乙に開示又は提供した個人情報は秘密情報とする。ここで，個人情報とは，生存する個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（秘密保持義務）

第２条

乙は，前条による秘密情報を第三者に開示若しくは漏洩しないものとする。ただし，事前に甲より書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

２　前項の甲の事前承諾を得た場合であっても，乙は，当該第三者が本契約上の乙の義務と同等の義務を甲に対して負う旨を確約する書面を甲に提出するものとし，甲がこれを受理するまでは，当該第三者に対し前条の秘密事項を開示しないものとする。

３　当該第三者に秘密情報を開示した後は，乙は当該第三者と連帯して甲に対してかかる義務の履行につき責任を有するものとする。

４　乙は，秘密情報の不正使用，不正開示又は漏洩を防止するため，自己の秘密情報を管理するのと同等の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならないものとする。

５　秘密情報に関する複製物及び二次的資料についても前項と同様とする。

（使用目的）

第３条

乙は，本契約により開示される秘密情報を本件業務の目的のためにのみ使用し，それ以外の目的には一切使用しないものとする。

（秘密情報の開示の範囲）

第４条

乙は，第１条により開示された秘密情報を，乙の役員又は従業員であって本件業務に従事し業務遂行上当該秘密情報を知る必要がある者及び，乙の顧問弁護士，顧問会計士，顧問税理士その他の法律上秘密保持義務を負う専門家（以下，当該役員，従業員並びに当該顧問弁護士，顧問会計士，顧問税理士及びその他の法律上秘密保持義務を負う専門家を総称して「役員又は従業員等」という。）に限り,その必要な範囲内でのみ開示するものとする。乙は，当該役員又は従業員等に対して本契約で定めた事項について，その義務を遵守させるものとする。

２　乙は，前項に基づき乙の役員又は従業員に秘密情報を開示するときは，事前に，甲に対しその氏名及び開示する秘密情報の範囲及び内容を書面にて通知し，甲の承認を得るものとする。また，開示する秘密事項の範囲及び内容を変更する場合も同様とする。

（秘密情報の複製及び保管）

第５条

乙は，秘密情報である文書，図面，その他書類，電子メール,USB,フロッピーディスク，MOディスク等磁気的又は光学的に保存された媒体を複製又は複写しないものとする。ただし，事前に書面による甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

２　乙は，本契約が解約されたとき，中止若しくは中断されたとき又は甲から要請があったときは，秘密情報が記載又は保存された文書，図面その他書類，電子メール,USB,フロッピーディスク又はMOディスク等を，その写しと共に全て甲に引渡すものとする。

３　乙は，秘密情報が含まれる物品を、他の物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

（秘密情報及び成果の帰属）

第６条

甲から乙に開示された全ての秘密情報は，甲に帰属するものとし，乙に対する秘密情報の開示により，特許権，商標権，著作権その他のいかなる知的財産権も譲渡されるものではなく，また，使用許諾その他いかなる権限も与えられるものではない。

２　秘密情報に基づいて発明，考案，意匠及び著作物の創作をした場合，その知的財産権は甲に帰属するものとする。

（調査権）

第７条

甲は，三営業日前までに乙に対して書面で予告をして，乙の営業時間中いつでも乙の事業所に立ち入り，本契約上の乙の義務の履行状況を調査できるものとする。

（従業員教育）

第８条

乙は，自らの従業員に対して，本契約に定める事項を十分に説明し，秘密情報の保持について教育を徹底しなければならない。

（事故発生時の対応）

第９条

秘密情報が第三者に漏洩したおそれが生じたときは，乙は直ちに甲に報告し，損害の拡大防止に努めなければならない。

（差止請求）

第１０条

甲は，乙が本契約に違反した場合，乙に対して，秘密情報の使用を差し止めることができる。

２　乙は，本契約に違反した場合，損害の発生及び拡大防止のため適切な措置を採らなければならない。

（損害金）

第１１条

乙又は第２条第１項の承諾を得て乙が秘密事項を開示した第三者に起因して秘密情報が漏洩し，これにより甲が損害を被った場合には，甲は乙に対し直接かつ現実に被った通常損害の範囲内において，損害賠償を請求できるものとする。ただし，本契約による義務の履行につき乙に懈怠のなかったことを乙に置いて証明した場合はこの限りでない。

（契約の有効期間）

第１２条

本契約の有効期間は，平成29年6月1日から平成29年9月30日までとする。ただし，本件業務が有効期間内に完了した場合は，その時点をもって契約期間は終了するものとする。

（秘密情報等の返還）

第１３条

乙は，本契約が終了したとき又は甲から要請を受けたときは，直ちに秘密情報が記録された書面その他の媒体（第５条に基づき複製，複写又は要約されたものを含む。）の一切を甲に返還しなければならない。

２甲は，乙に対し，前項の返還に代えて，前項に記載された媒体を乙の責任で廃棄をするとともに，かかる廃棄の事実を証明する文書を提出するよう求めることができる。

(本契約終了後の取扱い)

第１４条

本契約第２条の規定は本契約の終了後も、なお有効に存続するものとする。

（協議条項）

第１５条

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は，甲乙は誠意を持って協議し，その解決にあたるものとする。

（準拠法）

第１６条

本契約は，日本国法に準拠するものとする。

（裁判管轄）

第１７条

本契約に関して紛争が生じた場合には，甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため本書２通を作成し，甲乙各１通を保有する。

平成 30年 月 日

甲

　㊞

乙

　　　　　㊞